

平成28年第3回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月2日（金）午前9時30分開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設 下水道課長	小林章	病院事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会 会長	金浏盛一	農業委員会 事務局 局長	高橋宏典
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局 局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則  
主 査 井川静香

事務局次長 松橋紀幸

---

### 議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 6番 下田敏美君

1番 長根一男君

8番 河野豊君

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 会議録署名議員の氏名

7番 川村重光

8番 河野豊

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日は、10番、母良田昭君から15分ぐらいおくれるとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前 9時30分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は3名であります。通告の順により一般質問を許します。

なお、議事進行上、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭にお願いいたします。

最初に、6番、下田敏美君は一問一答方式による一般質問です。

下田敏美君の発言を許します。

6番、下田敏美君。

6 番（下田敏美君）

一般質問に入る前に一言申し上げますことをお許しいただきます。

去る8月5日から21日まで開催されたリオデジャネイロオリンピックは、競泳男子400メートル個人メドレーで萩野公介選手の金メダル獲得に始まり、メダルラッシュが続き、チームジャパンは、205の国と地域参加の中、国別で6位となり、金12個、銀8個、銅21個、史上初めての41個のメダルを獲得しました。

アスリートたちの戦う姿、インタビューに答える言葉一つ一つに感動いたしました。中でも、五戸町出身のサッカーの手倉森監督、レスリング男子59キロ級銀メダルの太田忍選手を輩出した町が一つになって町民挙げての応援、うらやましくもあり、すばらしい光景でした。

当町にも才能のある子供たちがいると思いますが、オリンピック選手を輩出できない原因の一つは、子供たちにレベルの高い練習機会を与えることができない我々大人の責任のような気がしてなりません。子供たちに申しわけない気持ちがいたします。私は、いつかオリンピック選手を六戸町からといつも願っております。

一方、町内に目を向けると、山林が伐採されると太陽光パネルの設置、そして住宅地域にある農地の転用があると太陽光パネルの設置、ベジタランド六戸から太陽光パネルの町六戸にシフトしたかのような光景も見られるようになりました。

マスコミも太陽光パネルの売電単価については報道しておりますが、危険な問題点については一切報道していないような気がするのは私だけでしょうか。太陽光パネルの設置がこれだけふえた今、問題が発生してからでは一議員として町民に説明がつかないと思い、ここで議論することを議員の皆様方にご理解いただきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

質問事項は、太陽光パネルの設置増加等による業者への宅地開発の指導についてであります。

1つ、近年、太陽光発電のパネル設置が多くなり、今後の宅地開発に影響がないかを町長に問うものであります。

2点目、今後、設置用地管理のために大量の除草剤等の使用が考えられるが、使用された場合、住民や環境への影響がないかを町長に問うものであります。

3点目、太陽光発電設備から発する電磁波により住民に健康被害が出ないかを町長に問うものであります。

4点目、台風等によりパネルが飛ばされた場合、感電することが予想されるが、災害が発生した場合を想定し、対処の仕方について消防署、消防団で訓練されているかを町長に問うものであります。

以上、4点の質問事項について申し上げましたが、簡潔なご答弁をお願い申し上げまして、私の第1回目の質問を終わります。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

皆様、おはようございます。

早速ではございますが、6番、下田議員さんのご質問にお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

太陽光パネル設置増加等による業者への宅地開発の指導についてのご質問にお答えいたします。

近年、太陽光発電パネルが多くなり、今後の宅地開発に影響がないかということでございますが、東日本大震災による福島第一原発の事故以来、再生可能エネルギーへの転換の必要性がクローズアップされまして、固定価格買い取り制度開始後、急速に導入が進み、自然エネルギーの普及拡大を牽引してきているところであります。

また、これらの施設は償却資産の扱いとなることから、近年、償却資産に係る固定資産税の税収が大幅に伸びてきているという現状もございます。

さて、太陽光発電のパネル設置により、その土地は少なくとも20年程度は住宅を建てることはできなくなるわけでございます。宅地への太陽光発電施設の設置には特別な制限があるわけでもありませんので、宅地に太陽光発電施設を設置しようとしているものに対し指導や規制を行うといった取り扱いは、今のところないというのが現状でございます。

ご質問の今後の宅地開発への影響については2つの問題があると思われまます。

1つ目は、宅地への太陽光発電施設の設置がふえていくことで家を建てる土地がなくなっていくのではないかと懸念、2つ目は、景観や環境への影響があるのではないかと懸念であります。

1つ目の家を建てる土地については、六戸町は比較的起伏のない農村地帯であり、広々とした平坦な土地がたくさんございますので、宅地となり得る土地が不足するといった心配はないというふうに考えております。

2つ目の景観や環境への影響についてでございますが、太陽光発電施設は、見た目は無機質で動きのないものでありますし、また高さも極端に高いものでもなく、騒音や悪臭を発するものでもないことから、問題はないものと考えているところでございます。

また、太陽光パネルからの反射光による近隣への影響についてでございますが、太陽光パ

ネルからの反射光は、高層ビルなどで使用する省エネガラスの反射率に比べてもはるかに低い数値だというふうに言われております。また、太陽光パネルの反射光は、通常、上空に反射するように設置されると認識しております。

しかしながら、太陽は動きますので、もしかすれば一時的に反射光を受ける場合も考えられます。全国的にはこの反射光によるトラブルや訴訟に及んだケースもあるようでございますが、事案の内容を見ますと、距離が非常に近いとかパネルの向きが特殊なケースであり、一般的には反射光による影響についても心配はないものと考えているところでございます。

2点目のご質問にお答え申し上げます。

今後、設置用地管理のために大量の除草剤等の使用が考えられるが、使用された場合に住民や環境への影響がないかを問うについてお答え申し上げます。

現在、六戸町内の除草剤散布による直接的影響、被害状況については把握しておりませんが、農林水産省と厚生労働省の農薬事故や被害の実態調査の実施結果によりますと、全国集計で散布農薬の飛散による人的被害人数はごく数人で、農作物、家畜等に対する被害は年間十数件となっております。影響はないとは言えない状況と思われまます。

農薬取締法による使用者の遵守すべき基準として、平成25年農林水産省消費・安全局長通知において、「宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。」との通知がされております。

この通知に基づき、土地管理者等におかれましては十分配慮の上、散布されていると思いますが、さらなる指導、お願いに努めてまいりたいと思っております。

また、環境美観等に鑑みまして、機械除草等の物理的除草後及び除草剤散布後の立ち枯れ草におきましても適切な処理を重ねてお願いしてまいりたいと思っております。

3点目でございますが、太陽光発電設備から発する電磁波により住民に健康被害が出ないかというご質問に対してお答え申し上げます。

太陽光発電施設は、その取り扱いにおいて電気工作物であり、電気事業法に基づくものとなります。また、売電を行う場合は、固定価格買い取り制度を定めた電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による手続きを要することになります。したがって、電力関係の工作物と同様の基準の中で設置されているものであります。

ご質問の電磁波につきましては、環境省のホームページによりますと「電磁波」という表現ではなくて「静磁界」という表現になっておりますが、この静磁界の測定結果が出ており

まして、パネル部分におきましても、またパワーコンディショナー、直流から交流に変換する装置でございますが、におきましても、国際非電離放射線防護委員会の定めます制限値よりはるかに低い値となっているということでございます。

また、パネル等の電気機器については、製造の段階で、他国に比べても高い基準設定により試験等を行っているとお認識しております。

一方で、太陽光発電施設や高圧線の近くでの体調不良の訴えなどもあると聞いてはおりますが、今のところ施設との因果関係はわかっておりませんし、医学的裏づけもないというのが状況でございます。したがって、ご質問の住民への健康被害につきましてはないと判断しております。

しかしながら、再生可能エネルギーへの転換が国レベルで急速に推し進められてきた反面、それによる影響や弊害の部分の調査・研究が追いついていないと感じることも多々ありますので、今後、情報収集や関係機関との連携を強化し対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

4点目になりますが、台風等によりパネルが飛ばされた場合、感電することが予想されるが、災害が発生した場合を想定し、対処の仕方について消防署、消防団で訓練されているかを問うについてお答え申し上げます。

太陽光パネルは、浸水、破損した場合であっても光が当たれば発電し、破損箇所に触れた場合や浸水しているときに接近すると感電や火災につながる可能性があると言われております。

消防署に確認いたしましたところ、現在はマニュアルが定められておらず訓練は実施していないが、総務省消防庁や一般社団法人太陽光発電協会で発表している消防活動上の注意事項、留意事項等情報収集を行いながら有事の際は対処するとのことでございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

以上で下田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

2回目の質問をいたします。

町長、最近、小松のほうへ行って状況を見たことはありますか。

(「はい」の声あり)

6 番(下田敏美君)

私、きのうも行ってきたんですが、5丁目を見た場合、ここ団地かなと一瞬思ってしまうぐらい、もう状況が変わってしまっています。あれを見ると、今後、パネルが設置されると20年間は住宅は建たないわけです。だから、面積にすれば5分の1がもう完全に住宅から抹消されているような感じがしてならないわけです。まずあの状況を見た場合のことを考えれば、本当に住宅団地かなと一瞬思ってしまう。

それで、企画財政課長に伺います。宅地にパネルを設置する場合、事務的にはどういうふうにするかお伺いします。

議 長(円子徳通君)

町長。

町 長(吉田 豊君)

小松ヶ丘地域ということでのお尋ねでございますが、おっしゃるとおりだなというふうに思います。ただ、ご存じだと思いますけれども、今の太陽光パネルが設置されている土地は、もろもろ事情があってそれなりの所有者にかかわってこられたんだろうというふうに思います。

先ほど答弁で申し上げましたように、私どもとしては、そこに合致しない諸条件で無理があるのであれば、そのことを盾にお話をできるんでありますけれども、このようなある意味、自由になっている手前、私どもとしては、とめるというような表現、言葉としては発せなかったというのが事実でございます。団地に適当であるかという、私、個人的にはそうじゃないほうがかえってよかったのではないのかなとは思いますが、事業者の方々の立場でいいますと、規制がないものを公の立場がなかなかストップをかけるというのは容易でなかったなというふうに思っておりますので、今後、設置されましたので、先ほどの質問にあるように管理という部分、地域住民とのかかわりをしっかりと確保しながら、管理しながらやっていただくように、それは地域として要望は続けていくべきであろうなと考えているところでございます。

議長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

太陽光パネルの設置についてどのような手続き、流れになるかということですが、恐らく大規模な太陽光パネルを想定した質問だと思いますけれども、通常は経済産業省のほうへ設置の申請をして、その許可をいただいて工事施工に入ると。完了に当たっては東北電力さん、売電する電力さんの検査もあると聞いております。一般的に町のほうへ何かを届け出たり申請するという手続きはございません。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

農地に太陽光パネルを設置する場合の手順を産業課長にお聞きします。

議長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えします。

おっしゃるとおり、農地に関しては県の農業会議に開発の許可を申請いたしまして、許可がおりたということをもちまして開発に着手するという手続きになっております。

議長（円子徳通君）

6番、下田君。

6番（下田敏美君）

税務課長にお伺いします。太陽光パネル設置が今現在、面積がどれだけあるか、課税され

ている件数はどのくらいあるか。後でいいです、もしわかったら教えてほしいと思います。

議 長（円子徳通君）

税務課長。

税務課長（舘 泰之君）

太陽光設備の面積ということだったんですが、ちょっと面積のほうはまだ把握できておりません。パネル等届け出は大きさの申請がないもので、ちょっと把握できていないというのが現状であります。今わかる部分でいいますと、設置者数と固定資産税が増額ぐらいだったらわかりますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、平成27年度については個人32人、法人17社が設置しておりまして、税額として増となっておりますのが2,346万6,000円となっております。また、28年度今年度については個人16人、法人13社のほうで設置しておりまして、増となった部分の税額が3,796万3,000円となっております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

昭和49年9月造成工事が始まったわけですが、税務課に聞いたところ、25年、26年、56棟ずつ建っています。それから27年は47棟、ここ5年間で235棟建っているわけですね。現在、840戸2,125人が住んでいます。約20%の人間が住んでいるわけですが、その方々ほとんど他町村から移り住んでいるわけですね。県内でも人口がふえている唯一の町として六戸町は方々からうらやましがられているわけですが、太陽光パネルがあれだけ設置される、周りも設置されているわけですね。どうしてもやっぱりブレーキがかかるような気がしますけれども、町長はどう思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今の、また地域を特定されたことでのお尋ねだと思いますが、確かに住宅のところと太陽光パネルという部分が一致した形の中で非常に著しく、今ご質問のようなことが危惧される、変化をしているというのは、確かにそのとおりだというふうに思っております。

ただ、私は今現在、税務課の課長も答えましたけれども、現在工事をやっているところもありまして、ある意味この段階で、あとは個人的なものとしてのエコエネルギーということを考えながらやる方はいらっしゃるかもしれませんが、大規模的には今後も同様にどんどん広がるというふうには捉えてはおりません。もうそろそろ収束の時期ではないのかなと。

例えば西日本等の状況を見ますと、この再生可能エネルギーということで太陽光パネルを設置するというふうになりまして、かなり、もうやるべきところは終わって収束。そして、新たなところでは土地があるところではやっているようでございますけれども、各地で、当町のみならず行われておりますが、このような状況は一旦収束しているような感がございます。

私どもも、今の設置の事業が済めば大体、太陽光パネルという部分に関しましては収束に向かうのではないかと、このような形で設置されていくというのは落ちついた形になるのではないかなというふうに私自身は予測しております。

人がふえている地域ということでございますが、設置をするときに表敬訪問的にご挨拶にそれぞれの会社の方が来られました。その際に申し上げているのは、やはりこれだけ住宅との、近隣の人たちの理解のある事業展開であっていただきたいと、それが町からのお願いでございますということはお話ししてございます。

ですから、気にかかる点等あれば私どものほうから、命令というような強い形にはなり得ないまでも、意見を申し出ることは可能ではないのかなというふうに思っている次第でございます。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

業者に言わせると、私たちの土地だから勝手でしょうという気がするかも知れませんが、住んでいる住人にとっては、あの光景を見た場合、脅威に感じる人が多いと思います。ですから、住民とトラブルがないように行政指導してほしいということを改めてここで

確認したいと思います。

それでは、2点目の除草剤の使用の件ですが、もう既に除草剤を使っている業者がいるんです。除草剤をまくとにおいがしますね。特にラウンドアップあたりをまかれると1週間ぐらいはにおい、それで風でその農薬が飛んでくるわけですね。何万分の1か自分の屋敷へ飛んでくるんですよ、隣の屋敷に。ですから、そんなことのないようにしてほしいなと思います。あそこに家を建てている人は、老後をゆっくり過ごしたいと家を建てた人が多いと思います。それが地獄に変わっていく光景になってしまわないかなと心配しています。町長はどう考えますか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

お答え申し上げます。

実際の設置をし、今工事をやっているわけですが、それに関しましての状況を見るためにちょっと自分で回ってみたり、いろんなことをしております。また、別のいろんな集まりで、小松ヶ丘の地区でございますが、そこの方々から今の除草剤の件がございまして、除草剤というのは、先ほど申し上げたように、多分、基準上大丈夫なんだろうと。しかし、今お尋ねがありますように本当にこれでいいのかという部分があります。そのことを心配されて、お話は伺っております。

よって、私も担当とかみんなと相談して、町として、除草剤を使用するにしてみても、草丈が伸びる前、飛散するとかそういう状況がない前の段階で状況を見ながらやってくれないかと。もちろん、先ほど言いましたように物理的な刈り払い等をやっていただくのが一番ベストなんですけれども、除草剤を使う場合においては、やはりそこに住宅地があるので、その方々が住民のわがままというふうに捉えられればそうかもしれないけれども、現実問題として美的景観、それらを含めると不適當であるというふうに思いますので、その旨を町のほうからは事業者の方々に伝えようということ、実はもう前にお話を伺った段階で担当を含めいろいろと相談して、来年度からは管理においてはしっかりと、除草剤散布においても周辺とのことを考えながら対応するようにお願いをするというふうにしております。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

もう一回確認します。住宅地に隣接している太陽光パネルを設置する場合は必ず、除草剤をまかないということを指導してもらうことを確認したいと思います。町長、いいですか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私個人からいきますと、今お尋ねのように、そういうふうに断定的に申し上げたいというのが気持ちでございます。ただ、そこはやはりやりとりの中で、住民からそのような心配する点が言われていることを踏まえて、除草剤を使用しろという言葉は使えませんが、仮に使用するにしても地域住民が心配しているような状況にならない対応と。奥歯に物が挟まったような、遠回しのような言い方ではございますけれども、できることなら使わないでくれればというような言い方レベルになるかもしれませんけれども、気持ちとしては同様でございますので、地域の方々が心配しない状況の中での管理をお願いしたいというふうにお話を伝えるようにしてまいりたいと思います。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

それでは、3点目の電磁波による健康被害についてであります。

太陽光発電設備から電磁波の中でも最も危険な超低周波が発生していると言われております。発電される電気は直流ですが、交流に変換する場合、超低周波が発生するそうです。これは、人間のみならずあらゆる生命にとって危険となる見逃せない事実であると記載されています。欧米の特に超低周波専門の科学者の中には、太陽光発電はがんの製造マシンとまで言っている人がいるということが書かれています。これについて、町長どう思いますか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

お答え申し上げます。

私は、風力発電で低周波等に伴う人的影響というのは聞いたことがありますが、太陽光パネルでもってというのは今初めてお聞きしました。ちょっと詳細はわかりませんが、風力発電は間違いなく低周波等の影響があるので人家から離れた場所というような考え方があるようでございますけれども、太陽光パネルではちょっと伺っておりませんので、調べてみたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

私も、害がある、あると言ったからフェイスブック見てみました。じゃそうかなと思って見たら、そう書かれているんです。さっきも町長は言ったんですが、何か問題があると、医学的に確立されていないという言い方を通常まずされるわけですね。ところが、もう既にドイツ、アメリカあたりはもうそういう被害が出て、パネル業者が撤退しているというのも書いてあります。中には、太陽光パネルは寿命が10ないし15年、環境省では25年と言っているんですが、かつ物すごい猛毒を含んだ製品だということも書いてあります。一般マスコミでは報じられていないと。ですから、国民は知らない部分がいっぱいあると。

それから、何が問題になるといえば、ヒ素が問題になっているということですね。ですから、太陽光パネルは非常に猛毒を含んだパネルだということが書かれています。

それから、あれだけふえていくと、中には倒産してパネルを放置してしまう業者も私は考えられると思います。車もそうですけれども、車もリサイクル料を取らないときは放置されていました。山とかいろんなところに放置されていたんですね。ところが、リサイクル料を取ったらそういう放置する人がなくなったんですが、太陽光パネルはまだそういうのが確立されていない。多分、これだけふえると、中には会社を倒産させてパネルを放置してしまう

業者が出ないか私は心配しているんですが、その場合、対処の仕方について町長に伺います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

実際その事業者がどのような形の中で太陽光発電を行っているかというのは、いろいろ形があると思います。実際に最後まで処理をするという形でやっていらっしゃるところもあるでしょうし、単にお借りして、もし経営上問題があればというふうに思っているところもあるやもしれません。まあどちらにいたしましても、先ほど申し上げましたように、措置法に基づいてはまず20年という、遅く始めたところはそれから若干あるのかちょっと詳細はわかりませんが、まず20年というふうになっております。

具体的に、今、太陽光パネルをつくるに当たってヒ素等含まれているということですが、その処理に当たってのものは国の段階ではこれがというものが無いというふうに先ほどお答えさせていただきましたが、恐らくその処理の段階ではどうであるのかと。例えばカーボンファイバー、炭素繊維等を使っても今後その処理はどうするかというのが、使われていて出てきたごととでございまして、太陽光パネルの処理というのはもう間もなく、20年というのはそんなに長い時間ではないというふうに思いますので、その処理に関してという部分の基準、手法という部分、規制という部分がしっかりと明確化されてくるものではないかと、私はちょっと甘いんでありますけれども、現段階では考えておりますので、私ども町として意見を述べるというよりも、関係者ありますから全国的な意味の中においてもその旨を、その後どう捉えているかという部分を皆さんからお尋ねし、それが問題であるならば国等の関係省庁に意見を述べるというふうに取り上げてまいりたいと思っております。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

こういうことも書かれています。大規模な太陽光発電業者が製造責任を問われれば何兆円

もの賠償責任が来るので、今のうちに売りまくって会社を清算し逃げようとする動きが水面下にある。太陽光パネルの消費者が責任を問われる事態になれば、太陽光パネルを設置している個人・法人は半端な金額ではない賠償金、処理費を負担することになりますが、この事情を知っている業者が売って逃げるという事態になっても何らおかしくないというふうに書かれています。

ですから、私は、この放置された場合を想定して、空き家条例を参考にして、もう先取りして条例をつくっておくべきと思いますが、町長どう思いますか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

国のひっかかりを持つような条件がないままにおいて、私ども容易には、町単独でというのはかなり難しいなというふうに思っております。また、研究要素といいますが、私どもはそういう対応し得る知恵というものは持ち得ていないと思いますので、形だけでも意味がないというふうに思います。

ご質問のように今は設置したということですが、先ほど言いましたとおり、私ども町のみならず日本全国、今このような状況の箇所がございます。ですから、これはやはり社会的な問題として、将来、事業者が倒産した場合とか撤去する場合はどうするかということは必然的にそのあり方という部分を考えなければならないという、すなわち国のほう等とも含めてそのことをもうちょっと明文化、はっきりしたような姿勢という部分を示していなければならないと思いますが、現段階だと、それをやる状況を国が出すべきであろうというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、設置されている各自治体等の意見を一緒にしながら、課題は同じだと思いますので、関係省庁に具現を上げていこうというふうに思っているところでございます。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

私が要望したいのは、町長は今、県の町村会長、全国の副会長をやっています。私は、職務である以上その問題点をやっぱり先取りして、出てからでは想定外でしたというふうに終わらせる、福島原発の場合もそうでしたけれども、想定外でしたと、その言葉だけで終わらせてしまったと。

ですから、やっぱりこういうこともあるということを考えて対処していただきたいなど。ですから、会議で機会があったらそのことを取り上げて討論してほしいということをお願いしておきます。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど申し上げましたが、ありがたい場が与えられるケースもありますので、その際においては一つのテーマとしてこのことを私のほうからも発言しながら、地方にありといえども自治体としての責務の中において、ソーラーパネルのその後という部分においての危惧される点に明確な対応をするよう、皆様どう思うかということをお尋ねしながら、総合的意見になれば上に上げていくような、意見を述べていくような状況に努力してみたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

6番、下田君。

6 番（下田敏美君）

4点目の対処の仕方について訓練するかについてですが、今年の鬼怒川が氾濫したときにテレビでいろいろやっていました。その場合、パネルが流されて大変な被害をこうむったということが新聞にありましたけれども、いつ災害が起こるかわからない、その訓練はやっぱりいつでもしておくべきだと思います。国からマニュアルが示されていないからやっていないということなんですが、逆に国で定めていなければ十和田地域広域事務組合で資料をとって定めて、全国に発信してやるくらいの気概でやったほうがいいと思います。

私は、これだけふえると、この前の台風では全然そういう被害がなかったんですけども、

もしあの小松ケ丘のパネルが台風で飛ばされた場合、あの住宅地に飛んでいった場合を考えるととても恐ろしくて大変なんです、災害はいつ起きるかわかりません。想定してやっぱり早急に訓練すべきと思いますが、町長どう思いますか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、太陽光パネルが災害等で壊されたといいますか、そういう状況になった場合の対処をしっかりと事前に考えたほうがいいんじゃないかというご質問でございますが、私どもも万が一あればこれは大変なことはわかっております。

これらに関しましても若干、消防のほうも単に傍観しているのではなくて、日本全国、先駆者は私どもの地域ではなくて、九州であれ、西日本、私どもより早くメガソーラー等が進んできております。それらのところの、多分同じに考えている方々もいらっしゃると思いますので、先ほどのご質問のお尋ねのように、万が一のためにどうすればいいのかということ、先ほど言ったのと同様に書類のことも含めて、あわせて私ども町村会含めたり、みんなでテーマとしてならないものなのかを尋ねてまいりたいというふうに思います。

電気ということになりますと、太陽光パネルの場合は、飛ばされた場合は物理的に飛んでくるわけで、看板等が飛んでくるのと同じようになるわけでございますが、単に光が当たれば電気を発電するという部分がございます。

ただ、電気の場合、先般の台風の時もそうなんですけれども、倒木がある、まあ倒木はひっかかったら倒せばいいんですけれども、たまたま高压線を切ってしまう、そういう箇所もございました。その場合には消防等においても、常備消防も一切手をつけるなど。あくまで電気工事の関係の方が来て対処した後にそこに手をかけるというふうになっているようでございまして、太陽光パネルの場合においても、まずは太陽光パネルが飛んできたなら近寄らないとか、そういう対処の仕方という部分においては指導は現段階では可能だというふうに思いますが、ご質問、お尋ねは、あれだけ大きいところがかなりの部分飛んでいったりすればいろんなケースが考えられるので、その対処の仕方、また住宅等に飛散した場合の状況、それらのことをというご質問、お尋ねだと思いますので、先ほど言ったように全国的な意味でのものに話題として取り上げられるかどうか、意見を述べてまいりたいとい

うふうに思います。

議 長（円子徳通君）

6 番、下田君。

6 番（下田敏美君）

最後ですが、設置している以上、町が必ず責任を逃れることはできないと思います。地域住民から苦情が出ないように解決してほしいということと放置業者が出ないことを願って、私の質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど除草剤のところでも申し上げましたが、表敬訪問で事業者がおいでになられたときに必ず申し上げているのは、今最後に下田議員がおっしゃったように、地域住民の理解のない状況にはしないでほしいと。設置するに当たって、また設置した後においても、その地域住民との協調・協和といいますか、そういうスタンスでの事業展開であっていただきたいということを申し上げておりますので、単にそのときばかりじゃなくて今後設置した以後においても、今お尋ねになったように、私どもも町としてお話をしてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

これで6番、下田敏美君の一般質問が終わりました。

次に、1番、長根一男君は一問一答方式による一般質問です。

長根一男君の発言を許します。

1 番、長根君。

1 番（長根一男君）

おはようございます。1番、長根でございます。

このたび、1月の町議会補欠選挙におきまして町民皆様方からご支援をいただき、この壇上に立たせていただいております。初めての一般質問でございますので大変緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

さて、六戸秋まつりが開催されました。きのう前夜祭、そしてまたきょうの夜間運行と、祭り期間中、天候に恵まれまして盛大に行われますようご祈念いたします。

また、3つの台風が9号、11号、10号と連続で東北地方に上陸し、特に8月30日から31日と台風10号が各地域に多大なる被害をもたらしました。当町でも町内全域に避難準備情報が発令されましたが、人命にかかわる被害がなく安心しているところでございます。災害に強く、災害の少ない町として町民の方々も思っていてくれると思っております。

けれども、今後、路肩の崩落や農道の損害などたくさん出てくると思われまますので、農道整備、災害復旧工事など迅速に行われますようよろしくお願いいたします。

また、農作物の被害も今後、ますますふえてくると思われまます。六戸町の基幹作物であります長芋、ゴボウのトレンチャー溝の穴落ち、強風による長芋支柱の折れ、ゴボウの葉折れなど、病気の発生や収量、品質の低下が予想されます。今後、農家の方々から何か要望がございましたら検討していただけますようよろしくお願いいたします。

では、早速質問に移らせていただきます。

今後の農業振興対策について町長にお伺いいたします。

ベジタランド六戸のPR看板設置工事の進捗状況、並びに今後ベジタランド六戸の看板を利用した六戸町の野菜のPR活動についてお伺いいたします。

また、産業民生常任委員会では6月22日に、産業課、JAおいらせの指導課の案内で、町内3カ所のニンニク農家を視察いたしました。その中で、3カ所の農家の方々からウイルスフリーのニンニク種子の助成をお願いしたいとの要望がございました。

以前、平成26年12月議会におきまして母良田議員のほうから、イモグサレセンチュウ対策のために、平成24年、25年、26年の3年間行われましたニンニク優良種子助成の延長のご質問がございました。そのときの町長の答弁は、事業は一時終了し、今後、品質低下などが発生したら対応したいとの考えでございましたが、農業は一旦被害が出るとなかなかもとには戻りません。今後、イモグサレセンチュウなどにより六戸町のニンニク産地がなくなる可能性もあります。

今、六戸町の農家の方々には米プラス野菜と複合経営に取り組んでおります。減反政策の目

玉として特にニンニク栽培に力を入れてきました。今後、六戸町のニンニク産地を守っていく上でも、ぜひ農家の要望であるニンニク優良種子への助成の復活をしていただきたいと思います。

次に、消防団の充実強化対策についてお伺いたします。

消防団は、皆様ご承知のとおり、忙しい仕事の傍ら、みずからの地域はみずから守るという郷土愛護の精神のもと強い責任感を持って、昼夜を問わず献身的に消防防災活動に取り組んでおります。東日本大震災、熊本・大分での九州の大震災でも消防団の活動がマスコミにも大きく取り上げられました。被災者の救出・救助など、地域住民の方々からも高い期待が寄せられていると思います。

このように、消防団は、地域における消防体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割はますます大きくなってきております。

一方で、我が六戸町では、少子高齢化、就業者のサラリーマン化等により消防団員の減少、また団員の平均年齢の上昇など、さまざまな課題に直面しております。防災活動の担い手を十分確保することが難しくなるなど、地域の防災力の低下が心配されます。各消防団でも団員確保のため勧誘に取り組んでおりますが、今後、消防団の加入促進運動の取り組みについてお伺いたします。

また、六戸町の団員数は近年5年間は横ばい状態ですが、六戸町の規定団員220名には10年以上前から達していないと思います。今後ますます団員確保が難しい中、現在の団員に少しでも長く消防団活動をしていただけるように定年延長を考えていただきたいと思います。

次に、団員の出動手当引き上げについてお伺いたします。

出動手当は長年見直しがされてきておりません。他町村では近年、消防団の出動手当の引き上げが行われております。六戸町の財政が苦しい中ではございますが、消防団員の要望であります出動手当の引き上げの見直しをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、早速でございますが、1番、長根議員よりの質問に対しましてお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

農業の振興対策について、まずはベジタランド六戸PR看板設置工事の進捗状況についてでございますが、現在、施工業者が決定し、間もなく着工する段階でございます。工期は10月末を予定しておりますが、いち早い完成に向けて努力してまいりますので、もうすぐでございますのでご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

2番目のベジタランド六戸の今後のPR活動についてに関しましてお答えいたします。

これまで、高い技術力を持つ農家の方々のご努力により、長芋、ニンニク、ニンジン、大根など、根菜類を中心としました県内でも有数の野菜産地として、青森県の野菜王国ベジタブルランドをもじりまして、ベジタランド六戸を古くからキャッチフレーズにしてきております。農業振興に農業者含め皆さんが取り組んできたところでございます。

今後においては、六戸ブランド研究会と協力し合いながら、町特産野菜の県外、首都圏へのPRはもとより、県内・町内における消費拡大にも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次のニンニクウイルスフリー種子の助成についてお答えいたします。

近年においては、平成24年度から平成26年度までの3カ年、六戸町にんにくウイルスフリー種子購入助成事業を実施いたしました。六戸町にんにく生産振興協議会に対して、ウイルスフリー種子購入代金の4分の1、上限5万円を助成しておりましたが、一定の成果が得られたということで平成26年度以降は事業を行っておりません。

しかしながら、ニンニクは六戸町の基幹農作物であり、大玉日本一を標榜していること、またニンニク生産農家の要望等を確認しながら、来年度の実施に向けて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

次の2点目でございますが、消防団の充実強化対策、その中の1点目、消防団員の加入促進運動の取り組みについてでございます。

総務省消防庁によると、10年前の平成18年には全国で90万人と言われた消防団員は、年々減少し、平成28年には4万人減の86万人まで減っているとされております。そこで、消防庁では、毎年1月から3月までを消防団入団促進キャンペーン期間に位置づけ、テレビやポスターで団員確保の広報活動が行われておるところでございます。

当町においては、これまで広報ろくのへやホームページで団員を募集しておりまして、こ

こ10年間は200名前後で、ほぼ同じ団員数で推移してきております。今後も、広報やホームページの掲載に加え、チラシの配布や消防団員の直接的勧誘により促進をしてみたいと考えております。

次に、消防団員の減少による定年延長についてと出動手当についてに対しましてお答え申し上げます。

2つ目の質問でございますが、六戸町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定められております。退職については、第3条の2で、「団長、副団長、本団付分団長、分団長、副分団長、本団付部長、部長及び班長にあつては、年齢満65歳、その他の団員にあつては年齢満60歳に達したときに退職するものとする。」と定められております。また、出動手当も、同第13条第1項で1回につき1,500円と定められております。

定年延長については、議員ご質問のとおり、団員の確保や組織強化のため非常に有効な方策の一つであるとは考えますので、周辺市町村の状況を確認しながら今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

また、費用弁償についても、平成3年に1,000円から1,500円に引き上げになって以来、約25年間据え置きされておる状況ですし、隣接の町でも引き上げ等を予定としているところもあるようでございますので、消防団員の支援施策、処遇改善策の一つになると思いますが、検討してみたいと考えているところでございます。

以上で答えとさせていただきます。

議長 長（円子徳通君）

1番、長根君。

1番（長根一男君）

大変ありがたい答弁だったと思います。

それでも、完成してからの今度のPR活動についてですが、この間テレビのほうで日本一有名な田子産のニンニクの放映がありました。役場内にもんにく振興室があり、農家の方々へのヒアリングや現地調査などを行い、特定した事業を行っているテレビでも放映されて、私たち認定農業者協議会でも現地視察を行ってきました。六戸町でも20年前から「大玉にんにく日本一」を標榜してきましたが、各種イベントなどでPRがちょっと足りなかったのかなと感じているところでございます。

産業課内においても、仮称ではございますけれども、六戸町農業パワーアップ振興事業などの名目で職員を配置して専門的に活動してもらいたいと。この、職員を配置して専門的に活動できるかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

PRに関しまして、果物ですとか、それから日常的に非常に関心の高い軟弱野菜等、有名なところがございます。名前とともにその地域が思い浮かばれるというようなものが全国的にございます。ただ、残念ながら、表現がどうかと思うんですが、根菜類ということになりますと、メインではなくて、どうしてもマイナー的なイメージでございまして、長芋、ああ、あそこでもここでもとれるんじゃないぐらいにしか受け取られません。

ですから、先ほどブランド研究会とという話でございましたが、鳥肉含めいろんな関連の中において、このマッチングした中でここにある野菜の重要性、そしてそのおいしさという部分をトータルの意味合いの中で知らしめていくというPRの手法が必要ではないかと。これは正規な会議ではありませんが、ブランド研究会やいろんな講師で来ている先生、いろんな方々とのお話の中でそのように私からも話をしております。

このゴボウは、このニンニクは、これはと、ニンニクというと今、青森のニンニクということでトータルの有名にはなっておりますけれども、ゴボウですとかそういうのは、この時期、食べてみたら最高だというようなものを、六戸という名前とくっつけた中で受け取ってもらえるようなPRをしていかなければならないと思っております。

役場の中にそういう専門のセクションを設けてというお話でございます。野菜販売戦略室というような、例えばそういう意味でのご質問だというふうに思うのでありますが、現在、実は産業課が観光、工業、農業、今ご質問のPRも含め、十把一からげでやっている課でございまして、この課のあり方という部分は、具体的にどうするというのは決めておりませんが、こういう形だけでいいのかと、よろず屋状況でいいのかということは考えております。

野菜販売戦略室という1つではなくてトータルの産業課というものを、農業部門、商工業部門、それらをどういうふうに私ども捉えていけばいいのかというのは、まだ答えはないんでありますけれども、考えている最中でございますので、その中にはご質問がありました

そういう専門的な分野を設けることはいかがかということも加えながら考えてみたいと思いますので、今こうするというふうにお答えできませんが、役場の諸事情をご理解、現時点で賜りたいなというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

1 番、長根君。

1 番（長根一男君）

今後とも前向きな検討をよろしくお願いいたします。

そして、次のウイルスフリーの助成の質問でございますが、参考資料でございますけれども、おいらせ農協の種子注文の最後の平成26年では7トンの注文がありましたが、助成がなくなった平成27年では5トンと、種子購入量は約25%減で供給していると聞いております。

地域ぐるみで毎年更新することにより、より一層効果があらわれると聞いております。今後ともニンニク農家により一層頑張ってもらえるためにも、ぜひともニンニク種子の助成を復活させていただきますようお願い申し上げます。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど最初のご答弁で申し上げましたが、3カ年で打ち切ったというような言い方を今されましたが、もともと私ども六戸町としては、それぞれの諸事情に応じて時限を設けて助成事業等を行ってきております。3カ年というニンニクウイルスフリーの種子購入に対する助成を行ってきて、まず一段落と。

簡単に申し上げますと、今ありましたように、実は、みずから品質低下を防ぐために購入してやっている方もいます。また、助成金がなきゃ困るという方もいらっしゃいます。ですから、私どもとしては、先ほど言いました大玉日本一を標榜しておりますので、総体的に品質低下が起きないようにと。

3カ年の時限の助成金事業でありましたが、その後において漫然と引き続きということではなくて、状況を見ながらお願いしたいというふうに生産者のほうの団体をお願いしたとこ

ろでございまして、ある程度のスパンを置いて、そして新たに、これはいろんなもの、生き物はどうしてもある部分で種子更新をしないと品質が低下してまいりますので、明年あたりから助成してあげるのが我々六戸町のニンニクを、高品質のニンニクを維持する手段としていいのではないかなと考えているところでございます。

まずは、ここからこれだとかこうだとか毎年続けてということではなくて、やはり状況に対応しながらやっていくのがベストなのではないのかなと思っておりましたので、先ほどお答えしたとおり、明年度あたりからもう一度やはり種子をいいものに、しっかりと確保していただいて生産に取り組んでいただくということを私どもは望むことがベストではないかなと、正しい見方ではないかなというふうに思っているところでございます。

議 長（円子徳通君）

1 番、長根君。

1 番（長根一男君）

地域ぐるみで更新していくということが最大の効果が出るということでございますので、今後とも検討のほうをよろしくお願いいたします。

消防団についての加入促進運動の質問でございます。

県外のほうでは、消防団応援の店登録制度などを行いまして、地域防災の中核として活躍している消防団を地域ぐるみで応援し、消防団員確保、加入促進を図っているという自治体がございます。賛同した事業所や店舗の協力により消防団や家族等に割引サービス等を提供していただく制度でございます。社会貢献店舗としてイメージアップにつながるし、消防団員の利用による販売促進が図られると思います。消防団も団員は地域で応援されているという実感が湧き、消防団の加入促進につながるということで全国的に今展開されておりますけれども、当六戸町でも、そういう商工会と連携して何か活動できる部分がないのか検討していただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

消防団加入促進でございますが、消防団というのは申し上げるまでもなく、各種災害、東日本を含めて、または少子高齢化の社会にありまして極めて重要な地域組織であるというふうに位置づけられていると私は捉えております。それは何かといいますと、今お話しされたようなものは当然でございますが、やはりいざというときのネットワークといいますか、そしてその行動と備えという部分を有している組織体というのは、日常生活の中にありまして消防団以上のものは存在いたしません。ですから、その重要性というのはわかっております。

本来は、自主的に奉仕、ボランティアファイアマンというふうに英語ではいいますから、奉仕消防団という格好になるわけでございますけれども、その方々が存在する、しないという部分においての重要性というのもありますので、地味なようでありますけれども、先般も、初めてかもしれませんが、各消防団の皆さんに災害の避難情報を瞬時に周知するというのも含めて全分団にお願いをしたという経緯も、やはりその組織力という部分に期待しているがゆえでございます。

これからも、私どもがこのような変化していく社会において重要なもの、そして数値ではあらわせない安心感、地域力といいますか、そういう部分を示すのは私は消防団の活動だと思います。鐘が一つ鳴って巡回しているだけで安心するというふうに先般申し上げました。何でもないように一見思う。しかし、その存在の価値という部分、これは大勢の皆さんにわかっていただいて、私は、時代が変わってくれば、そのように地域のために努力している人たちを理解する人のほうが多いはずというふうに捉えておりますので、消防団員にすぐなれるかなれないか、お仕事の関係もあったりあるかもしれません。でも、そういう方々が関心を持つなり、または消防団員の運営上の組織を若干変更しながら、そういう方々も団員としてメンバーになれるようなやり方があるのかどうなのか、それらを団員の皆さん、そして私ども町のほうもいろんな情報を得ながら、加入をしてもらうにはどうしたらいいのか、また地域の理解度をもっと高めるにはどうしたらいいのか、そういう点に努力してまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

1 番、長根君。

1 番（長根一男君）

ぜひとも町民皆様方からご理解をしていただける、加入していただけるような指導という

か広報を行っていただきたいと、このように思います。

先ほど町長の答弁の中で、平均年齢が上がってきて、平均年齢というより横ばいで、延長を考慮してもらえというような趣旨だったと思います。他町村に比べてうちのほうの消防の退団のあれが早いのかなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

そしてまた、消防団の出動手当は消防団活動の活動費として大変役立っておりますので、今後とも検討してよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

消防団のことに关しましては周辺との、地域の消防団、私どもは三沢地区なわけですが、やはり整合性という部分を取りながら対応していくことが必要だというふうに思いますので、その出動手当を含めたり団員の皆さんがやっていること、それから定年延長というのがどうなのかということ、それらについて検討してまいりたいというふうに思います。

中には、何でやめるんだと親しいものですからしゃべると、いや、次の人に場所をあげなきゃ困るじゃないかというふうな言い方をして、さもせいせいしたぜみたいな言い方をする方がいらっしゃいますから、定年延長をするとやめられなくなったという人が出ちゃ困りますので、やはりその辺は消防団員の皆さんの意見という部分も踏まえながら、私どもは、一方的にこうしたからこうなさいというような形にならないように努めてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

これで1番、長根一男君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。10時50分まで休憩いたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時50分）

議 長（円子徳通君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、8番、河野豊君は一問一答方式による一般質問です。

ここで、資料配付の申し出がありましたのでこれを受理します。

事務局、お願いします。

（資料配付）

議 長（円子徳通君）

河野豊君の発言を許します。

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

おはようございます。

3人目です。最後は皆さんお疲れになっていると思いますけれども、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

今定例会で審議されます六戸町平成27年度決算報告書を見ますと、税収全体で前年度比17.8%と伸びています。その中で税目別に見ますと、法人町民税が前年度比40.6%、約1.4倍と大幅な収入増が見られました。これは、農業関連が大変好調なことも大きな要因ではありますが、その他の会社関係も好調であることの裏づけであると思われれます。東日本大震災から5年が過ぎましたこの時期にこのようなすばらしい結果が出たということは、大変喜ばしいことであります。

六戸町は、少子高齢化がかなりのスピードで進んでいますが、税収の好調が持続的に続くことが地域の活性化にとって不可欠と考えます。地域が生き残るためには、何といたっても働く場所の確保が最も大切であります。そして、そこから得られる収入があれば多くの若い世代が住み続けることが可能になります。

そこで、六戸町が将来に向かってしっかりした産業の礎をつくることが何より求められています。県外企業の誘致にだけ目を向けていてもなかなか成果は見出せないと考えます。そのためには、企業誘致を新たな視点、考えのもと、頑張る地域企業も含め積極的に推進する

ことです。そこで、誘致企業の考え方について質問をいたします。

1点目といたしまして、六戸町立地企業雇用奨励事業補助金交付要綱によると、六戸町の誘致企業の条件として青森県の認定を受けたもの及び県外資本となっているが、条例改正も含め条件緩和をする考えはありませんか。

2点目といたしまして、町内企業が新規事業に取り組んだとき、投下資本及び雇用人数が条例を満たした場合、誘致企業とみなす考えは。

3点目、六戸町企業立地促進条例では建築場所は工業専用地域及び準工業地域と定めていますが、現在は金矢工業団地が主で、残りは町総合体育館東側だけのわずかな場所しかありません。町遊休地も含め新たに指定する考えはあるかを質問させていただきます。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、早速、河野議員よりのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

企業誘致についてでございますが、誘致企業の条件を緩和する考えはないかについてお答えいたします。

六戸町立地企業雇用奨励事業補助金交付要綱において雇用奨励金交付の対象となる対象工場は、ご質問の中にもありましており、青森県知事の認定を受けた県外にある企業が県内に建設される工場、もしくは県外にある企業が県内に設立する法人により県内に建設される工場とされております。この交付要綱が制定されたのは昭和60年と非常に古く、また周辺市町村の同種の条件と比較しても、企業立地を進める面で現状と乖離している部分もございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

次の2点目でございますが、町内の誘致企業とみなす考え方についてにお答えいたします。

六戸町企業立地促進条例においては、立地企業の対象に町内・町外の区別はないものの、六戸町立地企業雇用奨励事業補助金交付要綱では、先ほどのように県知事の認定及び県外にある企業と、条例、要綱により相違がある状況でございます。

他市町村においては、当該市町村内に既設の工場等を有する企業が生産拡大のため工場の新設・増設を行う場合も立地企業の対象となる旨が明文化されておりますので、先ほどと同

様、今後の検討課題、改善に向けて努力させていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、工業専用地域及び準工業地域の新たな指定の考えについてお答え申し上げます。

六戸町は、全域が都市計画区域に指定されておまして、その中で住居地域や商業地域、工業地域といった用途地域を設定しております。都市計画は、町の将来あるべき姿を想定し、その実現のために必要な規制、誘導、整備を行い、町を適正に発展させていこうとする方法や手段のことです。

用途地域についても、町の土地利用のあり方、道路や公園、その他公共施設等の整備を一定の規制や制限により秩序あるものに誘導していくものであり、用途地域の見直しや変更を行うということは、その地域の土地利用に対する規制や制限を変えていくこととなりますので、安易に企業側の計画に合わせて用途地域を追加したり変更していくのではなく、六戸町の各種計画との整合性を図る必要性から総合的な検討が必要になってくるものでございます。

第四次六戸町総合振興計画では、企業誘致については金矢工業団地への誘致を推し進めることとしております。現時点では用途地域の見直しを行うことは考えてはおりませんが、今後、総合振興計画を初めとする各種計画の見直しや策定作業の際に、用途地域についてもあわせて検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

答弁とさせていただきます。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

今回この誘致企業についての質問をさせていただいたという理由の一つとして、今回、金矢工業団地にファーストプライウッドですか、大変な大企業、本当に大企業だと思います。工場も見せてもらいましたけれども半端でなく大きくて、六戸町民として、六戸町の誘致企業としてああいう会社が来たということは本当にうれしく思っております。

そういう中において、今回ファーストプライウッドが来たんですけれども、何年ぶりかちょっとわかりませんが、本当にもう何十年ぶりだと思います。まれに見る誘致だった

と私は思っております。

これから六戸町が発展していくという基本的な立場に立ってみたときに、やっぱり県外資本の誘致企業だけに頼っていたのでは、はっきり言ってがちが明かないというんですか、いつまでたっても状況が変わらないというのは、これは皆さんもご理解いただけると思います。じゃどうすればいいのかということになった場合に、この誘致企業の中身をやっぱり見直していただいて、端的に言いますと、私、何を言いたいかという、地域の企業の中でもこれからいろんなことをやっていこうという会社があらわれると思うんですね。そういうある一定の規模の資本投下をしたときに、ある程度やっぱり立地企業として認めてあげるくらいの形がないと、ひとりで、それやれ、ほれやれと言われてもなかなか現実的には難しいと思うんです。

企業立地促進条例のほうでは、いわゆる工業地域及び準工業地域以外にやった場合には、投下資本が3,000万円以上であれば、誘致企業じゃないですけども、これは町長が指定することはできますよというふうなのが書いてありますね。これもいろいろ調べてみましたら、近隣の町村では2,000万円からやっているんですね。雇用人数も六戸町の場合は10人以上とあるんですけども、これ調べてみますと2段階ぐらいになっているんですね。10人以上の場合と5人以上の場合だとか、結構柔軟に対応しています。

そういうところも含めて、この条例改定のほうをできるだけ速やかにやっていただけないものかというのがまず第1の質問です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

ただいまのは条件緩和ということになるかというふうに思います。

実際は六戸町は他の自治体とちょっと違うところがあります。端的に申し上げて、金矢工業団地は県のものであるということ、そして造成及びその後の管理において多額の投資が県よりなされているということ、そして何としてもあそこに誘致をするというのがありまして、それに呼応する形で六戸町がこのような要綱等を定めてきたという経緯がございます。それが間違っていたとは思いません。ただ、実際はご存じのとおり、なかなか誘致企業が張りつかないという状況が長年続いてきたというのも事実でございます。

もう一点は、先ほどのご質問の中にありますように都市計画、当時、松浦長兵衛町長さんでございましたが、私は、全域、都市計画の網をかぶせるというのはいかなものなのかなという疑問を持っていました。別に議員でもありませんし何でもありませんでしたが、町内会長やっていたままたま会ったときにその話をいたしました。そうしましたら、ぽんとお願いが来まして都市計画審議委員に選ばれてしまったんでありますが、県のほうでも許可を得て全域というふうになりました。

そのときに、今ご質問がありますようになかなか、これから何とかしようかという下地ができ上がっていない地域、そういうところも、今ここで判断するよりも応用のきく、用途範囲の広い状況の活用が六戸町というところではできるのではなかろうかということをお話したことがあります。もちろん委員として町に協力しやってきたわけでございますけれども、そこにおいてはですね。

ただ、今ご質問でありますように、やはり時代の変化とともに、そして金矢工業団地はまだまだスペースがあると言われております。県とのタイアップの中で行ってきた六戸町でございますので、私どもも独自のにも考えていくつもりでございます。ただ、やはり県と今まで歩んできた、お話し合いをしながら進めていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、より主体的で、都市計画法農地であれば農地法とも全部絡んでまいりますけれども、もっと利便性の高い、高齢者でございますし交通の便、またいろんな住宅地または商業地域と、身近なところにおいてそのような産業を営める、また昨今は、これからの時代というのは、今までの既成概念での事業者ばかりではないというふうに私は思います。例えて言うなら、地元からのベンチャービジネス的な部分、今までなかったような部分が大成功するような、世に受けられるようなことを展開する事業が出てくるやもしれません。

それらのことを踏まえながら、もうちょっと、私どもの六戸町として土地利用を含めてやっていけばいいのかと。ただ、この点に関しては、けちって言うのではございません。どうしてもこのような要綱に基づきますと助成金ですとかそういうものが出てまいりますので、それらをどのように整理、判断しながらやっていくかということが大きな課題になろうかというふうに思いますので、まず六戸町は県の工業団地が主であったということ、都市計画が全域であるということ、そして時代の変化に合わせて、今私どもがやっている部分、これからやろうとする部分がどの辺でマッチングしながらやっていけるのかというあたりを検証してみる必要があろうかというふうに思います。

ご質問の趣旨、私は全く個人的には同感でございます。ぜひ、役所としての役目を担って

おりますから、その中にある定めに基づきながら、それを整理整頓しながらやっていかなければならないというふうに思っておりますので、若干の時間がかかるのかもしれませんが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

今、町長から条例の見直しもちょっと考えてみたいというお話をされました。実を言いますと、六戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがことしの3月に策定をされました。これがそうなんですけれども、この中にもきちんとうたっています。企業誘致の推進ということで、優遇措置の見直し等を進めながら企業誘致活動を積極的に展開し、新規事業の立地を促進しますというふうにちゃんとうたっています。にもかかわらずちょっと質問させてもらったんですけれども、六戸町はその金矢工業団地という県の立地のすばらしい団地があります。ここもありますので、そこを主体的に持っていくというのは、これはもう当然のことであると思います。

しかしながら、町長も前にいつだったかおっしゃっていましたが、要するに排水の関係で、あそこは農工団地なんですけれども食料関係はだめなんです、正直言って。六戸町は、先ほども一般質問ありましたとおり、農業主体の町で根菜類が盛んでございます。そうするとそういう関連の企業が恐らく、もしかすると出ないとは言い切れないと思うんです。言い切れないというよりむしろ出てくると思います、6次産業も含めて。じゃそうなったときにどうするのという話になってくるじゃないですか。

そうやってきたときに、皆さんのお手元にお配りした資料がそうなんですけれども、この写真はちょっと見づらくかもしれませんが、青色が工業地域です。薄紫が準工業地域です。これを見てもらいますとほぼ金矢工業団地です。あと残りはそのの体育館の東側になります。とはいっても、ほとんどここはもう埋まってしまっています。空地はないはずですよ。ということになりますと、そういう産業が進出したいよといったときにどうすればいいんでしょうか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

都市計画の色分けにおいては、今ご質問されたとおりでなというふうに思います。ただ、これに関しましては当時、単にどうだというのではなくて、私も都市計画審議委員という、その後は町長さんに協力しながらやってきたものですから、このとき私は確かに意見を述べたと思います、この地域だけでいいのかと。ただ、このように色分けされたのは、当時の状況、製造業とかそういう方々が館野公園通りといいますかあの辺に実際あったということ踏まえ、また金矢工業団地があったことを踏まえ、このような色分けになったというふうに思っています。そのように記憶しております。

ですから、今、これにこだわるのではない形を展開する要素をつくり上げていく必要があるのではないかと。ただ、当時ここにございますように色分けしたことは別に間違ったことでもないし、その当時としてはこのとおりでなというふうに思いますので、今後のことを考えますと、この金矢、そして準工業団地含め、そして新たな場所というものをどのように私どもは捉えていくのか。当然のこととして、何も無いのに空き家みたいにしてつくって、どうぞと言うわけにはいかないと思いますので、先ほど言いましたようなベンチャーであれ、いろんな企業がどのような展開をするかという部分と、六戸においてその企業がこのようにあることはどういうことなのかということ、そのことを考えながら規制等を緩和していくという策を、結局は条例を改正してもそのことの手順が出てくるだろうなというふうに思っております。

金矢は、水を使うのはよくないというのがあります。あとは、やはり大量に出たりすると、もし何かの物質、悪い影響がなくても一応許可をとというのは、姉沼ですとか向こうの漁協さんですとか、皆さんの了解を得てという部分があります。細かく言いますと、大きい工業団地なんでありますが、今の食品加工のことでお話がありましたように、ある意味では規制されている部分もあるのは事実でございます。そういう産業なのかどうなのかは別として、六戸町はこのような3つの市の真ん中にございます。応用のきく地域ということ捉えながら、私どもは土地活用という部分をもうちょっと検討してみる、また検討できる環境という部分を考えてみる必要があるというふうに、先ほども申し上げたように思っております。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

ありがとうございます。

あと一つ確認しておきたいのが、地元の企業じゃなくて、例えばこれから農家の方々も相当大規模化してくると思われるんですね。そうなってきてやっぱり何かをやりたいといったときに、何人かで組んで例えば企業組合みたいなのをつくったとした場合に、この条例にマッチングしますか、ちょっとお聞きしたいなど。

議 長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

農家の方が合同で企業組合のようなものを設立して取り組んだ場合ということですが、農家の方が合同で企業組合のようなものを設立して取り組んだ場合ということですが、企業として、会社としてきちんとした登記なり手続きを踏んだ上でのものであれば対応は可能だと考えております。

議 長（円子徳通君）

8 番、河野君。

8 番（河野 豊君）

ありがとうございます。私の聞きたいことは全て終わりました。これで質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

答弁はよろしいですか。

8 番（河野 豊君）

よろしいです。

議 長（円子徳通君）

これで8番、河野豊君の一般質問が終わりました。

これをもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を9月7日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会（午前11時15分）